函館市立旭岡中学校　いじめ防止基本方針　　　　Ｒ６.４月一部改定

　「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめ防止基本方針」に基づき，旭岡中学校の全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ，多様性を認め互いに支え合うなど，安心して充実した学校生活を送れることを目指し，以下のとおり「いじめ防止基本方針」を定める。

**１　基本理念（条例第3条）**

〇いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感をもち，学校の内外を問わずいじめが行わ

れなくなるようにする。

〇全ての児童生徒がいじめを行わないよう，いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。

〇いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため，社会全体でいじめの問題を克服する。

**２　いじめの定義と本校のいじめの基本認識**

【いじめの定義】（条例第2条）

　いじめとは，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

　「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情を把握し，被害性に着目して，いじめに当たるか否かを判断する。

【いじめの態様】　具体的な態様については，次のようなものがある。

・冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。

・仲間はずれ，集団による無視をされる。

・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。

・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。

・金品をたかられる。

・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

いじめの事例のうち，「犯罪行為」として警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には，以下のようなものがある。これらについては，教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で，命や安全を守ることを最優先に，早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求める。

・強制わいせつ(刑法第176条)　断れば危害を加えると脅し，性器や胸・お尻を触る。

・自殺関与(刑法第202条)　同級生に「死ね」とそそのかし，その同級生が自殺した。

・暴行(刑法第208条)　同級生を殴ったり，無理矢理衣服を脱がせたりする。

・脅迫(刑法第222条)　裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。

・強要(刑法第223条)　遊びなどと称して，無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

・恐喝(刑法第249条)　断れば危害を加えると脅し，現金を巻き上げる。

・児童ポルノ提供等(児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)

　　スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり，その写真・動画をＳＮＳ上のグループに送信したりする。

―１―

【いじめに対する基本的な認識】

①いじめはどの子どもにも，どの学校にも起こり得る。

②いじめは人権に関わる重大な問題であり，人として決して許される行為ではない。

③いじめを受けた側にも何らかの原因（責任）があると言う考え方はあってはならない。

④いじめは大人や教師の気づきにくいところで行われることが多く，発見しにくい。

⑤いじめは加害と被害という二者関係だけでなく，「観衆」や「傍観者」の存在，所属集団の閉鎖性等により，潜在化・深刻化することがある。

⑥いじめは大人の振る舞いを反映した問題でもあり，教職員の言動が大きな影響力をもつという認識が重要である。

⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめは，早期あるいは直ちに警察に相談・通報することが必要である。

⑧いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく，被害を受けた子どもの状況等を踏まえ，客観的に判断し対応する。

⑨いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。※２つの要件を満たすことが必要

⑩いじめは学校，家庭，地域住民，行政その他の関係者相互の連携協力の下，社会全体で取り組む問題である。

**３　いじめ防止等の対策のための組織〔学校いじめ対策組織：いじめ対策委員会〕**

（１）校内体制

　　　①構成員　　校長　教頭　教務（１）　生徒指導（１）　該当担任　養護教諭

スクールカウンセラー

※学校の実情に応じ，その他の教職員・外部専門家を含む

　　　②組織図

生　徒

保護者

校　長

〔関係機関〕

函館市教育委員会

児童相談所

警察署

その他の専門機関

教　頭

生徒指導部会あ

生徒支援委員会

学年部会

学級担任

職員会議

地域

小学校

学校運営協議会

学校いじめ対策組織

―２―

 （２）学校いじめ対策組織の役割（主なもの）･･････法に基づく対応の推進

　　　①学校いじめ防止基本方針の策定・見直し（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む）

　　　②いじめの未然防止に関わる取組の推進・進捗状況の確認

　　　③いじめの早期発見に関わる取組の推進・進捗状況の確認

④いじめ事象発見時の対応・措置・協議

　　　⑤教職員の共通理解の推進・意識啓発，校内研修の実施

　　　⑥外部諸機関・専門家との連携

　　　⑦小学校との連携，保護者や地域への情報発信・意識啓発

**４　いじめの未然防止等に関する措置**

（１）　教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりするこ

とのないよう，日頃から指導の在り方について共通理解の下，細心の注意を払う。

（２）　生徒の良さや可能性を伸ばし，資質・能力の発達を支えるため，日常的に生徒への声かけや励ま

し，対話，授業や行事を通した個と集団への働きかけを行う。それらの活動において，自己有用

感や自己肯定感，自己信頼感を高める取組を推進する。⇒学年縦割り異学年交流・小中連携・地域

交流等

（３）　生徒のコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや，安心して過ごせる集団づくりを進める。また，人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。⇒授業改善・心理教育プログラム・子ども理解支援ツール・円滑な学校種間接続等

（４）　生徒が自主的に行う学級・学年・活動等において，「いじめは決して許されるものではない」という認識をもち，生徒自らがいじめ防止に取り組む活動を推進する。道徳教育とともに，学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実を図る取組を推進する。

（５）　配慮を必要とする生徒に係る情報を把握し，入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

（６）　多様な背景を持つ生徒については，日常的に特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。その際には，プライバシーに十分配慮する。⇒発達障がいを含む障がい・帰国子女・被災生徒・性的マイノリティ・ヤングケアラー等）

（７）　家庭や地域と連携を図り，地域の多様な教育資源を活用して，生徒の発達に応じた道徳教育の充実を図る。地域の自然環境等を生かした体験活動を推進し，生徒の豊かな情操や社会性，規範意識を育む。

（８）自主性と放任の違い

　　　　部活動等において生徒の自主性を重んじるばかりに，円滑な活動を行う上での管理等を十分に行われていないことがないようにする。

**５　いじめの早期発見**

（１）複数の目による日々の生徒観察

　　　　担任，教科担任，学年団，部活動顧問など複数の目で，グループ内の人間関係や生徒の日々の動きを把握する。また，自分ログの活用や電話連絡等により生徒や保護者との信頼関係を構築する。

（２）教育相談の活用

　　　　チャンス相談のように日常生活での教職員の声かけや，定期的な教育相談週間を設ける等，相談活動の整備」・充実を図る。また，スクールカウンセラーや特別支援教育支援員等との連携を図る。

―３―

（３）いじめ実態調査アンケートの実施

　　　　実態に応じて随時実施することを原則とするが，少なくとも学期に１回は実施し，実態を把握す

る。※一人一台端末を用いて月１回の実施を予定。また，記入しやすいように記名の有無や持ち帰りなど状況に応じた配慮を行う。

（４）いじめを訴えることの意義と手段の周知

　　　　いじめを訴えることは，命と人権を守ることにつながる立派で正しい行為であることを日頃から指導する。また，学校や関係機関等への相談方法を家庭や地域に周知する。

【相談しやすい環境づくりをすすめるために】

　□本人からの訴えには

　　　①心身の安全を保障する　　　　②事実関係や気持ちを傾聴する

　□周りの生徒からの訴えには

　　　①勇気ある行動を称える　　　　②新たないじめ発生を防ぐために聴き取り等を工夫する

　□保護者からの訴えには

　　　①保護者の気持ちを十分に理解する。　　②日頃から信頼関係を築く

**６　重大事態への対応**

（１）重大事態の定義

　　　①　いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

『生命，心身または財産に重大な被害』とは

・生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った，自殺を図ろうとした場合）

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

　　　②　いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

『相当の期間』とは

・年間３０日を目安とするが，生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校または教育委員会の判断により迅速に対応する。

（２）重大事態への対処

　　　（１）の重大事態に当たるかどうかは，第一義的には学校が判断することとなる。学校は，重大事態の疑いを含め，それらを認知した場合には，ただちに学校で設置している「いじめ対策委員会」において対応するとともに教育委員会に報告する。※必要に応じて警察等，関係機関と速やかに連携を図る。

（３）調査方法

　　　　学校は，当該重大事態に至る要因等を明確にするため，聴き取りや質問紙調査を行い，以下のような事実関係を明確にする。

―４―

・いつ（いつ頃から）　　　・どこで　　　・だれが　　　・何を

・どのように（態様）　　　・どうしたか

・なぜ（人間関係の状況や学校に関する課題など）

　　　　いじめを受けた生徒，およびいじめを行った生徒から十分に聴き取りを行うとともに，在籍生

　　徒や教職員，保護者に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行います。いじめを受けた生徒か

らの聴き取りが不可能な場合には，迅速に当該生徒の保護者と調査について協議し，保護者も要

望・意見を十分に聴取した上で調査に着手する。

（４）調査結果の取扱い

　　　　学校は，いじめを受けた生徒やその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係につ

いて適切に提供する。

**７　いじめの発見から解決まで**

【いじめ対応の基本的な流れ】

正確な実態把握

〇当事者双方からの聴き取り

〇教職員の情報の共有と正確な把握

〇１つの事象にとらわれない全体の把握

いじめの情報キャッチ

〇日常観察，アンケート

〇教育相談

〇本人・周囲・保護者の訴え

保護者との連携

指導体制，方針に決定

〇指導のねらいの明確化

〇対応する教職員の役割分担

関係機関等との連携

保護者との連携

生徒への指導と支援

〇いじめられた生徒の心配や不安を取り除く

〇いじめた生徒に相手の苦しさや心の痛みを理解させ，「いじめは許されない行為」という人権意識を持たせる。

今後の対応

〇継続的な指導と支援

〇SC等，外部の専門スタッフの活用

〇心の教育を推進する学級経営

◆いじめられた側

＜生徒に対して＞

　　・事実確認とともに辛い気持ちを受け入れ，最後まで守り抜くことを伝える。

　　・自信を持たせ，自尊感情を高め，必ず解決できることを伝える。

＜保護者に対して＞

　・発見したその日に家庭訪問し，事実関係を伝える。

　・学校の指導方針を伝え，今後の対応を協議する。

　・家庭と連携して，子どもの変化に注意してもらう。

―５―

◆いじめた側

＜生徒に対して＞

　・いじめた気持ちや状況を十分に聞き，いじめの背景に目を向け指導する。

　・いじめが人として決して許されない行為であることや，いじめられる側の気持ちを認識させる。

＜保護者に対して＞

　・正確な事実関係を説明し，いじめられた生徒やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。

　・事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼するとともに，今後の関わりなど一緒に考える。

◆周りの生徒

　・当事者だけの問題にとどめず，学級，学年，学校全体の問題として考え，「傍観者」から「抑止する仲裁者」への転換を促す。

　・見て見ぬふりや周りではやした立てる行為は，いじめを肯定していることを理解させる。

**８　いじめの解消**

　　いじめの解消の見極めに当たっては，学校や保護者の他，必要に応じてスクールカウンセラーな

どを含めたいじめ対策委員会を活用し，判断する。

【目安】

①いじめに係る行為が止んでいること

・被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が，相当の期間，継続している。

・期間は少なくとも３ヶ月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない。

・被害生徒本人およびその保護者に対し，面談等により確認する。

・学校は被害生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する。

**９　いじめ対策委員会の設置**

　　　いじめ対策委員会は，いじめ問題への組織的な取組を推進するために設置される。メンバーは校

　　長，教頭，生徒指導担当，担任，養護教諭，外部の専門家（ＳＣ含む）で構成されるが，実態によ

って柔軟に対応する。いじめの対応の他，いじめ防止に関わる全体計画の検討や，実態把握，点検

等も行う。

**10　ネット上のいじめの対応**

（１）情報モラルの指導

　　　・掲示板等への誹謗，中傷等の書き込みをする行為はいじめであり，決して許されることではな

いことを指導する。

・匿名の書き込みであっても，書き込みを行った個人が特定されることを理解させる。

・重大犯罪につながる悪質な場合は，警察に検挙されることがあることを理解させる。

・発信した情報はすぐに拡散し，完全に消去することは困難であることを指導する。

―６―

（２）保護者会での啓蒙

　　　・学校での情報モラル指導だけでは限界があるので，家庭での協力を依頼する。

　　　・生徒たちのパソコンやスマートフォン等の管理をするのは，まずは家庭であり危険から守るた

めのルールづくりを推進する。

・家庭でメールを見たときの表情や，トラブルに巻き込まれたときの変化に気づいたら，学校へ

相談する。

【書き込み削除の手順】

ネット上のいじめの発見

生徒・保護者の相談

②掲示板の管理人に削除依頼

※削除されなかったり，連絡先が不明だったりする場合は，プロバイダーに依頼

①書き込みの確認

・アドレスの記録

・書き込みのプリントアウト

・携帯電話はカメラで記録

削除確認

保護者等への連絡

※場合によっては速やかに警察や法務局に相談

**11　学校の取組に対する検証・見直し**

（１）　いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については，ＰＤＣＡサイクルで見直し，

実効性のある取組となるようにする。

（２）　いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し，「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

―７―

**12　年間計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 委員会・研修会等 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 |
| ４月 | いじめ対策委員会（方針・計画の検討） | 全校集会(対面式/学年縦割) | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有）学級・学年づくり　人間関係づくり |
| ５月 | 生徒指導研修会 | 全校集会（体育祭に向けて）体育祭（学年縦割） | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有） |
| ６月 | 小中連携会議 | 教育相談週間 | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有）いじめ調査アンケート(道教委) |
| ７月 | 学校評価生徒指導研修会校外生活委員会 | 全校集会（文化祭に向けて）学級活動（１学期の振り返り） | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有）二者面談 |
| ８月 | いじめ対策委員会 | 学級活動(２学期に向けて) | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有） |
| ９月 | 小中連携会議 | 文化祭（集団の質の向上） | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有）学級・学年づくり　人間関係づくり |
| １０月 | 生徒指導研修会 | 教育相談週間 | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有）いじめ調査アンケート(道教委) |
| １１月 | 学校評価 | 全校集会(生徒会主催) | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有） |
| １２月 | 校外生活委員会いじめ対策委員会 | 学級活動(２学期の振り返り)二者・三者面談 | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有）三者・二者面談 |
| １月 | 生徒指導研修会学校評価 | 学級活動(３学期に向けて) | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有） |
| ２月 | 小中連携会議 | 全校集会（３年生への感謝） | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有） |
| ３月 | いじめ対策委員会（今年度のまとめ） | 学級活動(今年度の振り返り)小学校との引き継ぎ | 悩み調査アンケート生徒指導交流（情報共有） |

―８―